※業務委託契約書 参考例

指定一般相談(地域移行支援)における障がい福祉サービス事業に係る

体験的利用・宿泊業務委託契約書

委託者 ○○法人 □□会(相談支援事業所△△（以下「甲」という）と受託者 （以下「乙」という）とは、以下の業務委託契約（以下「本契約」という）の締結に合意する。

（総則）

第1条

甲は、本契約の定めるところにより、以下の業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

・業務内容

障害者総合支援法第51条の23第１項及び第2項の規定に基づき、指定地域相談支援事業の人員および運営に関する基準における第22条障害福祉サービス事業の体験的な利用支援 第23条体験的な宿泊支援を行うものとする。

　　　　　　　　　氏（以下「体験者」という）の体験宿泊に関する支援業務

・契約期間

本件業務にかかる契約期間は　　 年 月 日から受給者証の終了日までとする。

（委託料）

第2条（※二重線部分は相談支援事業とサービス提供事業者との協議で決まります）

甲が自立支援給付費の算定要件を満たす場合、障害福祉サービス事業の体験的な利用の委託料の額は、国が定める自立支援給付の額 （体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について ○○〇円/1日、6日以上15日以内の期間については□□□円/1日）、1人暮らしに向けた体験宿泊の委託料の額は、国が定める自立支援給付費の額（夜間支援なし△△△円/1日 夜間支援あり▽▽▽円/1日）とする。消費税法及び地方税法の規定により算定した『取引に係る消費税及び地方消費税の額』はこの委託料に含む。支払方法は甲が乙名義の銀行口座に振込む形で、振り込み手数料を控除した額を支払う。支払時期は翌々月の末日とする。

※〇障害福祉サービスの体験利用加算：イ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ) （1日につき○○〇単位を加算） ロ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ) （1日につき□□□単位を加算）

〇体験宿泊加算：イ 体験宿泊加算(Ⅰ) (1日につき△△△単位を加算) ロ体験宿泊加算(Ⅱ) （1日につき▽▽▽単位を加算）

※自立支援給付費請求に際して、相談員の同行または訪問による支援が必要となる

（権利義務譲渡等の制限）

第3条

乙は本契約に生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させまたはその権利を担保に供してはならない。ただし、甲が特別に認めるときは、この限りではない。

　（再委託の禁止）

第4条

乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはいけない。ただし、予め甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（守秘義務）

第5条

甲及び乙は本契約に関する秘密情報につき、相手方から事前に書面による承諾を得なければ第三者に開示してはならない。なお、本契約における秘密情報とは以下のものとする。

➀体験者に関する個人情報

第6条

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団関係企業、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないことを確約する。

（契約の解除）

第7条

甲または乙は、相手方に以下の記載に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

➀正当な理由なく契約に定める事項を実施しない場合

➁第5条における秘密の保持（守秘義務）に違反した場合

➂甲または乙および体験者が社会通念に逸脱する行為を行った場合。

（損害賠償）

第8条

甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

（疑義等の決定、その他）

第9条

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、双方ともに誠意をもって協議するものとします。

以上、本契約締結の証として、本書を作成し、双方にて署名若しくは記名捺印し、双方保管するものとする。

　　　年　　　月　　　日

甲 　　住所

氏名

印

乙 　　住所

氏名 　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 印